

長崎純心大学学則（抜粋）

（学業成績の評価）

- 第63条 学業成績の評価は、A+、A、B、C、P、F及びXの評語をもって表し、A+、A、B、C及びPを合格とし、F及びXを不合格とする。
- 2 Fの評価を得た不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。
 - 3 評価に関し、必要な事項は、別に定める。